

日本原子力発電（株）東海第二発電所の申請内容に係る主要な論点

新規規制基準に対して提出された原子炉設置変更許可申請等に関し、これまでの審査会合やヒアリングを通じて確認した結果、主要な論点を以下の通り指摘する。これらについては、特に今後詳細な説明を求める。なお、これらは、現時点におけるものであり、今後の審査の進捗により変更が有り得る。

（地盤・地震関係）

1. 敷地の地下構造を把握するのに実施した調査・分析について、特異な傾向の有無を確認するため、全ての評価結果を提示すること。
2. 敷地内破碎帯について、その活動性の評価に係る詳細な調査結果を提示すること。
3. 敷地周辺陸域の断層の評価において、破碎帯の固結のみで活動性否定の根拠としている場合は、異なる手法による活動性否定の根拠も示すこと。
4. 原子炉建屋等の耐震重要施設に加え、重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関わる検討内容を示すこと。
5. 基準地震動 $S_s - D$ については、具体的な設定根拠を示すこと。
6. F1断層と北方陸域の断層の同時活動性を考慮するに当たり、2011年東北地方太平洋沖地震の影響を踏まえたF1断層の再評価の内容及び断層両端の止めに関する評価結果を提示すること。
7. プレート間地震について、地震規模、震源領域等の設定に関わる検討内容を示すこと。
8. プレート内地震について、ディレクティブティ効果等を考慮した不確かさに関する検討内容を示すこと。
9. 2011年東北地方太平洋沖地震による敷地におけるはざとり波の応答スペクトルは、一部の周期帯で基準地震動を上回ったことを踏まえ、基準地震動や耐震設計の策定にあたり、どのような考慮がなされたか示すこと。
10. 「震源を特定せず策定する地震動」に関して、基準地震動評価ガイドにある地震観測記録収集対象事例の16地震について、観測記録等の分析・評価を実施すること。

（火山関係）

11. 敷地への降下火砕物等の堆積量に関して、詳細な評価結果を提示すること。

（津波関係）

12. 津波の評価について、波源の位置、波源の特性等の設定に関わる検討内容を

示すこと。

13. 2011 年東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、施設が大きな損傷を受けたことを踏まえ、基準津波や耐津波設計の策定に当たり、どのような考慮がなされたか示すこと。
14. プレート間地震の波源として、2011 年東北地方太平洋沖地震によって、宮城沖～福島沖の領域を含めないこととした検討内容を詳細に説明すること。

(プラント関係)

15. (竜巻) 竜巻影響評価に関し、飛来物への防護策に関する妥当性等を説明すること。
16. (火山) 降下物(火山灰)の性状を踏まえた建物、機器への影響を説明すること。
17. (内部火災) 火災防護対策の区画設定、火災感知設備、消火設備等の妥当性を説明すること。特に、防火塗料を塗布した非難燃性ケーブルについては、①難燃ケーブルとの同等性、②施工性及び施工管理、③耐久性、④防火塗料の塗布による悪影響、⑤検認性に関し説明すること。
18. (内部溢水) 循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁閉止インターロックの設置等による、既存施設への影響について説明すること。
19. 確率論的リスク評価(PRA)の手法及び実施結果について、説明すること。
20. PRAの実施結果を踏まえ、重大事故等対策の有効性評価における事故シーケンスグループ抽出等の妥当性、格納容器破損モード等に関する評価の充分性、対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
21. 重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスに対する対策等のシナリオ(事故状態、使用できる設備等)を想定する際の深層防護の考え方について説明すること。
22. 可搬型重大事故等対処設備の台数及びその配置場所の考え方について説明すること。また、アクセスルートに事業者の管理下でない国道を使うことについて、成立性を説明すること。
23. 格納容器圧力逃がし装置(フィルタベント)の基本性能(よう素除去効率を含む除染係数、排気を妨げる要因がないこと等)の根拠となる実験データ等を説明すること。
24. 格納容器圧力逃がし装置の運用方法、各運用方法に応じた放射性物質除去性能、作業環境、操作性等の成立性を説明すること。事故後の周辺作業環境等復旧作業を制約する要因がないことを説明すること。
25. 格納容器圧力逃がし装置使用時の一般公衆の被ばくをできる限り低減する

方策が取られていることを説明すること。

26. プルーフ通過中に中央制御室から待機所に避難している間、プラントの運転操作ができなくても支障がないことを説明すること。
27. 大規模損壊時等の対策に用いられる資機材や体制整備・手順等に関する妥当性について、プラントの特徴を踏まえて検討の上、説明すること。
28. 安全を確保・向上させるための原子炉主任技術者等の権限・体制、協力会社を含め全社的体制を説明すること。